

年 月 日

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

紹介議員

熊本刑務所菊池医療刑務支所跡地を
人権啓発のための施設にすることを求める請願書

(請願趣旨)

1997年に、前年のらい予防法廃止を受けて、国立療養所菊池恵楓園に隣接する熊本刑務所菊池医療刑務支所（以下「菊池医療刑務所」という）は閉鎖され、現在この建物と跡地は財務省の所管とされ、公売の対象となる財産となっています。菊池医療刑務所は、本来人権を擁護すべき職責を担う法務省が、違憲とされたらい予防法の誤りに気付くことなく、ハンセン病患者専用の刑務所として運用してきたものです。法務行政が2度とこのような過ちを繰り返すことなく、人権擁護の職責を全うすべく、この菊池医療刑務所跡地を人権啓発のための施設として残すことを求めます。

請 願 事 項

菊池医療刑務所跡地を、法務省の管轄とし、ここを整備して、人権啓発のための施設として利活用すること

氏 名	住 所

【提唱団体】 ハンセン病療養所の将来構想をすすめる会、全国ハンセン病療養所入所者協議会、菊池恵楓園入所者自治会、菊池恵楓園の将来を考える会

【集約団体】 菊池恵楓園の将来を考える会

【署名送付先】 菜の花法律事務所 〒860-0834熊本市江越1-17-12 TEL096-322-7731

菊池恵楓園入所者自治会 〒861-1113合志市栄3796 TEL096-248-5342

菊池医療刑務所を人権擁護の砦に！

署名活動にご協力ください

菊池恵楓園に隣接する場所に、今も菊池医療刑務所の建物が残っています。

ハンセン病の強制隔離政策のもとでは、厚生行政の誤りにとどまらず、法務行政でも受刑者の隔離という、不当な差別を行なっていました。この建物は、その歴史の証(あかし)です。



今、この建物と土地は法務省の手を離れ、財務省の管轄とされ、公売に付される予定になっています。

2009年4月に施行されたハンセン病問題基本法は「国は、ハンセン病患者であった者等の名誉の回復を図るため、…、歴史的建造物の保存等ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する正しい知識の普及啓発その他必要な措置を講ずる」(第18条)としています。

刑務所の建物は、1986年に建て替えられたもので、まだまだ使用可能です。

この建物と敷地を、再度法務省の管轄として、ここを人権啓発のための施設として利活用してほしいと、菊池恵楓園入所者自治会と菊池恵楓園の将来を考える会は、全療協や将来構想をすすめる会とタイアップして署名活動に取り組んでいます。

どうか、この署名活動にご協力ください。